

平成 26 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 I T b o o k 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 恩 田 饒  
(コード：3742、東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 山 口 成 一  
(TEL. 03-6435-8711)

### 当社子会社に対する訴訟の判決（第一審判決）に関するお知らせ

当社の連結子会社である東京アプリケーションシステム株式会社が、株式会社新潟タスクより提起された受託業務代金請求訴訟（以下、「本件本訴」という。）および、反訴提起した不当利得返還反訴請求訴訟に関し、平成 26 年 10 月 21 日付けにて新潟地方裁判所より第一審判決の言い渡しがありましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当該訴訟を提起された当社の連結子会社の概要

- (1)名称 : 東京アプリケーションシステム株式会社
- (2)本店所在地 : 新潟県新潟市中央区上所 1 丁目 1 3 番 1 号
- (3)代表者 : 代表取締役社長 恩田 饒
- (4)資本金 : 50 百万円
- (5)事業内容 : システムの提案・設計・開発等

#### 2. 当該訴訟の提起があった年月日

平成 24 年 8 月 3 日

#### 3. 判決のあった裁判所および判決年月日

- (1)裁判所 : 新潟地方裁判所
- (2)判決年月日 : 平成 26 年 10 月 21 日（判決正本送達日：平成 26 年 10 月 22 日）

#### 4. 当該訴訟を提起した者

- (1)名称 : 株式会社新潟タスク（以下、「原告」という。）
- (2)住所 : 新潟県新潟市中央区出来島 1 丁目 1 4 番 2 6 号
- (3)代表者 : 代表取締役社長 濱口 博

## 5. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件本訴は、東京アプリケーションシステム株式会社（以下、「東京アプリケーションシステム」という。）が原告と交わしたソフトウェア請負基本契約（以下、「本件契約」という。）に基づき、平成 21 年 8 月から平成 22 年 1 月までの間の業務受託代金若しくはその相当額である 23,626,010 円およびこれに対する遅延賠償金の支払を求めたものであります。

これに対し、東京アプリケーションシステムは、本件契約は無効であり、原告が主張する損害賠償金額は不当である旨を強く主張し、本件契約に基づく既払額など総額、60,095,361 円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める反訴を提起しました。

## 6. 判決の内容

判決の要旨は以下のとおりです。

- (1) 原告に対し、23,626,010 円およびこれに対する遅延損害金を支払え。
- (2) 東京アプリケーションシステムの請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、東京アプリケーションシステムの負担とする。
- (4) この判決は、(1)に限り、仮に執行することができる。

## 7. 今後の見通し

東京アプリケーションシステムの主張が認められなかったことは誠に遺憾であることから、平成 26 年 10 月 22 日付で東京高等裁判所に控訴の提起をしました。

なお、本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後、業績予想への影響が明らかになった場合には速やかにお知らせいたします。

以上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 26 年 5 月 15 日公表分) 及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 27 年 3 月期)	2,201	113	109	83
前期連結実績 (平成 26 年 3 月期)	1,692	11	21	8